

お客さま各位

山梨信用金庫

定期積金規定の改定について

平素より山梨信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下のとおり定期積金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、今般の改定につきましては、令和 6 年 6 月 3 日以降が契約日となる新規口座に適用させていただきます。

記

- 1. 改定する規程
 - ・定期積金規定
- 2. 改定日
 - 令和 6 年 6 月 3 日（月）
- 3. 改定内容

定期積金規定	
新	旧
5.（給付補填金等の計算） (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。 A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの <u>約定年利回×30%（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）</u> B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの <u>約定年利回×60%（小数点第 4 位以下は切捨てます。）</u> ④ この計算の単位は 100 円とします。	5.（給付補填金等の計算） (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。 A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの <u>解約日における普通預金利率</u> B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの <u>約定年利回×60%（小数点第 3 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）</u> ④ この計算の単位は 100 円とします。